

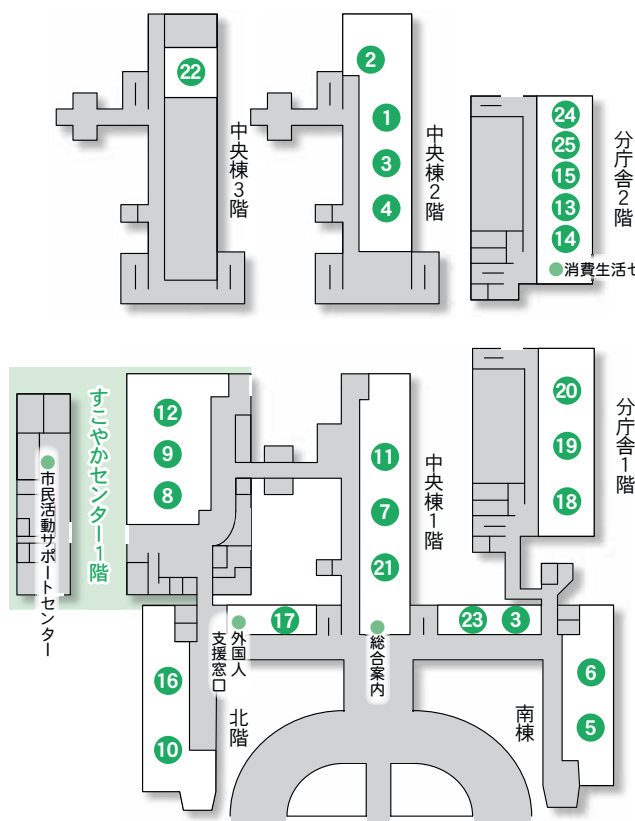
各課などの配置場所のご案内

4月1日から市役所庁舎内の課などの配置場所が、次のとおり変わります。

■ 財政課契約管財班 ☎ (93) 1116

- 1 総務課
- 2 秘書広報課
- 3 財政課※
- 4 企画課
- 5 課税課
- 6 納税課
- 7 社会福祉課
- 8 子育て支援課
- 9 子ども課
- 10 国保年金課
- 11 高齢者福祉課
- 12 健康推進課
- 13 農政課
- 14 商工観光課
- 15 環境課
- 16 市民課
- 17 市民活動推進課
- 18 建設課
- 19 都市計画課
- 20 都市整備課
- 21 会計課
- 22 議会事務局
- 23 選挙管理委員会
- 24 監査委員事務局
- 25 農業委員会事務局

※財政課は2班あります。財政班は中央棟2階、契約管財班は南棟側です。



4月1日から組織の一部が変わります

4月1日から新たに「子ども課」を設置し、認定こども園化や保育園の受入れ人数拡大などを進め、市民の利便性向上と待機児童「0」を目指します。

また、観光の拠点づくりや地域産業の活性化のため「商工観光課」を新設し、「産業経済課」を「農政課」に改め、産業の更なる振興と富里市の魅力を積極的に発信します。

■ 総務課人事給与班 ☎ (93) 1113

当日の午前7時の時点で富里市に大雨や暴風などの気象警報が発令されている場合、その日の日程は全て中止になります。また、実施中に発令された場合も、発令時刻以降の当日の日程は全て中止になります。

■ 表1 平成28年度狂犬病集合予防注射日程

日程	会場	時間
4月	東七栄集会所	午前9時～9時30分
11日(月)	七栄集会所(獅子穴公園隣)	午前9時50分～10時35分
	七栄コミュニティホール(七栄稲荷神社)	午前10時55分～11時35分
12日(火)	旭ヶ丘公園	午前8時50分～9時10分
	根本名公民館	午前9時30分～10時
	桜台集会所	午前10時20分～10時40分
	久能集会所	午前11時～11時25分
	日吉倉区民館	午前11時45分～午後0時25分
13日(水)	二区農村協同館	午前9時～9時25分
	三区公民館	午前9時45分～10時10分
	実の口集会所	午前10時30分～10時55分
	四区集会所	午前11時15分～11時40分
	高松入消防庫	正午～午後0時25分
14日(木)	南七栄区民会館	午前9時～9時35分
	南平自治会館	午前9時55分～10時30分
	中沢集会所	午前10時50分～11時20分
	立沢区公民館	午前11時40分～午後0時10分
15日(金)	両国共同利用施設	午前9時～10時10分
	葉山集会所	午前10時30分～11時20分
	しらかげ公園(ファミリータウン富里)	午前11時40分～午後0時10分
17日(日)	富里市役所	午前8時50分～10時50分
	北部コミュニティセンター臨時駐車場	午前11時20分～午後0時20分

- 持ち物
 - 案内はがき(事前に裏面の「問診票」を記入)
 - 費用(表2参照)
 - スコップやビニール袋など、ふんを持ち帰るための道具
 - タオル(雨天時犬をふくため)
- 対象
 - 生後91日以上の犬

- 注意事項
 - 登録と注射済票の交付は、会場ですべて完了した犬に限り行います。
 - 事故防止のため、乳幼児を連れての来場は控えてください。
- 注射を受ける前に確認を
 - 次の項目に該当する場合は、犬の状態の良いときに別の会場で注射を受けるか、動物病院などで診療・相談のうえ、注射を受けてください。
 - 30日以内に他のワクチン注射をした
 - 過去にワクチン注射で具合が悪くなったことがある
 - 犬をしつかり押さえられない
 - 健康状態が悪い・持病がある
 - 発情中、妊娠中、授乳中
 - 高齢

■ 表2 費用(1頭当たり)
釣銭のないよう協力をお願いします。

	新 規	更 新
注射料金	2,950円	2,950円
登録手数料	3,000円	—
注射済票交付手数料	550円	550円
合 計	6,500円	3,500円

- 問診・注射の妨げとなりますので、犬に衣服は着させないでください。
- 犬の転入手続きが済んでいない人は、環境課窓口で手続きを済ませてから来場してください。
- リードを短く持ち、犬同士が接触しないよう注意してください。
- ふんの後始末や犬の制御は、飼いが責任を持って行ってください。
- 飼いが死亡した場合は、環境課に届け出てください。

狂犬病集合予防注射

4/11(月) ~ 4/17(日)

■ 環境課環境衛生班 ☎ (93) 4945

4月1日施行
障害を理由とする差別的
解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)

障害を理由とする差別とは

- ▼ 不当な差別的取扱い
正当な理由もなく、障がいのある無でサービスなどの提供を断ったり、制限したり、条件を付たりする行為
- ▼ 合理的配慮の不提供
障がいのある人から、手助けなどを依頼されたとき、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁をなくすために必要で合理的な配慮を行わないこと

差別解消のための取り組み

- ▼ 国や市町村などの行政機関
不当な差別的取扱いは禁止され、合理的配慮を行わなければならない(法的義務)。
- ▼ 民間事業者(個人事業者、NPOなどを含む)
不当な差別的取扱いは禁止され、合理的配慮を行うよう努めなければならない(努力義務)。

※雇用に関することは、障害者雇用促進法が適用されます。

■ 社会福祉課障害福祉班 ☎ (93) 4192